

笠岡市教育大綱

～ 人間尊重を基調に，
生きる力を身につけた
心豊かな人づくり ～

平成27年4月

笠岡市

目 次

第1章 はじめに	1
1 大綱の位置付け	1
2 計画期間	1
第2章 教育大綱	1
1 大綱の構成	1
2 基本理念	2
3 基本方針	2
参考資料	
1 関係法令条文（抜粋）	3

第1章 はじめに

地方を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会や家族形態の変容など、大きな変動の中にあり、本市のまちづくりにおいても様々な課題が生じています。

本市は、「第6次笠岡市総合計画」の下、重要課題の解決を図ると共に、地理的・歴史的な特性を背景として笠岡らしさを最大限に生かし、「市民協働で築くしあわせなまち 活力ある福祉都市 かさおか」を都市像として、市民と行政が協働し、市民が元気で幸せを感じて暮らすことができるまちづくりを進めています。

そうした中、市民が生きがいを持ち豊かな人生を送ることができる仕組み、まちづくりや地域コミュニティを担う人材の育成などの重要性から、「心豊かな人づくり」を総合計画の大きな柱の一つに位置付けて各種の施策に取り組んでいます。

今後さらなる変動が予測される社会情勢にあって、持続可能な社会を実現するために、全国的に「地方創生」への取り組みが始まっており、本市においてもその施策の進展を確実なものとし、複雑・多様化する社会に対応できる人材を育成するため、教育の充実がますます必要になっていきます。

このため、幼児教育、義務教育、社会教育など、今後の本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の体系を示すため、「笠岡市教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

1 大綱の位置付け

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務づけられたものです。その内容は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされています。

本市においては、「第6次笠岡市総合計画」の下、重点施策の一つである教育施策を時代に即して見直し、大綱として定めることとします。

2 計画期間

期間は、第6次笠岡市総合計画後期基本計画の期間と整合を図るため、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までの3年間とします。

第2章 教育大綱

1 大綱の構成

大綱は「基本理念」と「基本方針」によって構成します。これからの笠岡市を支え、発展させる原動力は人であり、求める人物像を基本理念として表します。基本方針は、基本理念を具体的に実現するために、推進していく方向性を示します。

2 基本理念

人間尊重を基調に、生きる力を身につけた心豊かな人づくり

3 基本方針

(1) 自立して共に生きる子どもを育てる学校教育の推進

幼児期からの発達段階に応じた指導・支援の充実を図り、確かな学力の向上・豊かな心の育成・健やかな体をもつ子どもの育成を進めます。

また、ソフト・ハードの両面から子どもたちが安心して学習できる環境づくりを行います。

(2) 心豊かな生きがいを育む生涯学習の推進

市民が学びを通して、新しい自分を見つけるとともに、自らの成長と自己実現を図り、その成果を市民が相互に生かし合っていく社会の実現に向けて、体制の整備と充実に努めます。

(3) 創造性を育む文化の振興と文化財の保護・活用

市民が文化に親しみ、文化を創造し、文化活動に参加できる環境づくりに取り組むとともに、子どもたちをはじめ、広く市民に活用される文化施設の整備に努めます。

また、歴史上価値ある文化財を保護し、その活用を図ります。

(4) 豊かな生涯スポーツの推進と競技レベルの向上

誰もが生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送ることができるよう、機会の提供や活動を支援する体制づくりに取り組みます。

また、競技団体などとの連携を深め、競技力の強化を行います。

参考資料

1 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[平成26年6月20日公布]

[平成27年4月1日施行]

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法

[平成18年12月22日 法律第120号]

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〒714-0081

岡山県笠岡市笠岡 1 8 6 6 番地の 1

笠岡市総合教育会議事務局

(笠岡市教育委員会事務局 教育総務課)

TEL 0865-69-2151 FAX 0865-69-2186